「公認会計士法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令・内閣府令案等」 に対する意見

社団法人 日本監査役協会

本年9月28日付けで公表された標記の公開草案について、当協会は、とくに監査役(監査委員会を含む)の立場から検討を行いました。その結果、下記のとおり意見を申し述べますので、ご検討くださいますようお願い申し上げます。

記

## 1. 意見

「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の改正(案)」第7条(法令違反等事実の通知)において、特定発行者における法令違反等事実を発見した公認会計士又は監査法人は、当該事実の内容等を「当該特定発行者に通知しなければならない」とされております。しかし、株式会社においては、その通知先が「監査役、監査役会又は監査委員会」であること、あるいは、少なくとも通知先の一つとして「監査役、監査役会又は監査委員会」が含まれることを規定上明確にしていただくことを要望いたします。

## 2. 理由

監査役(監査委員会を含む。以下同じ)は、取締役(委員会設置会社にあっては執行役を含む。)の職務執行を監査する権限を有し、例えば、取締役が不正の行為をしていると認めるときは、遅滞なく、その旨を取締役会に報告することを要し、そのために取締役会の招集を請求等することができます。また、取締役の法令・定款に違反する行為により会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その行為の差止めを求めることもでき、監査役は、これらの権限を通じて取締役による違法行為を阻止すべきものとされています。つまり、監査役は、健全な企業統治の確立のために重要な役割を果たす立場にあります。

こうした監査役の職責・機能に鑑みれば、金融商品取引法 193 条の 3(法令違反等事実発見への対応)第 1 項に規定する監査人が発見した「法令違反等事実」等の通知先については、株式会社においては、監査役とすべきであり、このような制度とすることが株式会社における会計監査人の監査役への報告の規定の趣旨等にも整合的ではないか(注1,2)と思料いたします。

また、このことは、監査人が当局に申出を行った旨の「特定発行者」に対する通知(金融商品取引法 193条の3第3項)についても同様であります。

(注 1) 会社法第 397 条(監査役に対する報告) 会計監査人は、その職務を行うに際して取締役の職務の 執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞 なく、これを監査役に報告しなければならない。

~ (略)

(注2) 金融商品取引法上の内部統制報告制度においても、監査人は、内部統制の重要な欠陥の内容及びその是正結果、並びに内部統制監査の結果等について、「経営者、取締役会及び監査役又は監査委員会」に報告しなければならない旨、各所において定められている(平成19年2月15日企業会計審議会「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」)。

以上